新型コロナウイルス感染症は『５類感染症』に移行しました

●問い合わせ／ 健康推進係☎53-3333

新型コロナウイルス感染症は、５月８日から感染症法上の位置づけが『５類感染症』に移行し、季節性インフルエンザと同様の取り扱いとなりました。

これに伴い、新型コロナウイルス感染症と診断された場合の取り扱いが変更となり、日常における基本的な感染対策は、個人や事業者の判断が基本となります。

移行後の基本的な感染対策

個人や事業者の判断が基本となりますが、判断にあたっては次の点を参考にしてください。

●手洗い等の手指衛生や換気は、基本的な感染対策として引き続き有効
●感染リスクの高い人は、換気の悪い場所や混雑した場所を避けることが有効

検査費用および医療費

自己負担が生じます

次の取り組みは終了します

●自宅療養セットの送付
●パルスオキシメーターの貸し出し
●宿泊療養施設の利用
●無料検査事業の実施
●自宅療養証明書の発行

感染した場合の、外出などの制限がなくなりました

●『発症日を０日目として５日間かつ症状軽快から24時間経過するまでの間』は、外出を控えることが推奨されます。
●10日間が経過するまでは、マスク着用や高齢者等ハイリスク者との接触は控えることを推奨しています。
●出勤などについては、それぞれの職場などに相談してください。

療養中の体調管理のポイント

●療養中は、ご自身で体調管理をしてください（保健所による健康観察はありません）。
●発熱、のどの痛み、咳、だるさなどの症状は、ほとんどの人は２～４日で軽快します。

【症状があり、感染の不安がある場合】

北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター　☎0120-501-507（24時間対応）
または、かかりつけ医に相談してください